

横浜市商店街空き店舗活用事業補助金
事前チェックシート

〔チェックシート記入日： 年 月 日〕

団体名・会社名：

申請予定者：

(連絡先：

)

申請できる方：個人、法人（中小企業）、商店会、各種団体で、以下の要件をすべて満たす方。
ただし、中小企業のうち、みなし大企業は対象外です。

〔空き店舗について〕

- 本市ホームページに掲載されている登録店舗で開業すること
(登録No.)

〔申請条件について〕

- 申請する年度内に開業する見込みがあること
- 1年以上継続して事業を行う見込みがあること
- 週4日以上開設し、継続的に運営する事業であること
- 商店会の希望する登録業種で開業し、登録時間内を含めた営業をすること
- 開業等に必要な資格や許認可を有していること
(申請時点で有していない場合は、開業までに有する見込みがあること)
- 開業するエリアの商店会に1年間以上加入し、商店街の活性化に向け協力すること
- 市町村民税（特別徴収分・普通徴収分）を滞納していないこと
- 暴力団及び暴力団員でないこと
- 法人の代表者または役員（法人格を持たない団体の場合は代表者）が暴力団員でないこと
- 過去3年間に当該補助金を受けていないこと
- 市内他商店街からの移転でないこと
- 来街者向けではない事務所等でないこと
- 風俗営業でないこと
- 社会通念上公序良俗に反する事業でないこと
- 宗教活動や政治活動を主とする事業でないこと

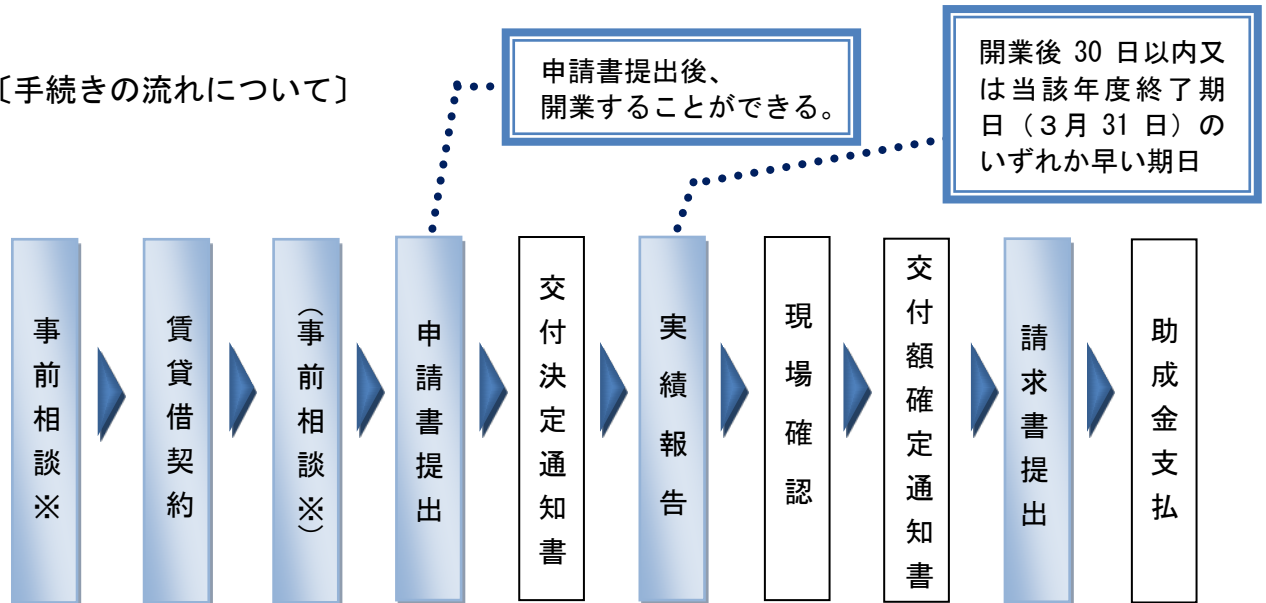
お問合せ先／事前相談先（予めお電話のうえ、事前チェックシートをご持参ください。）

横浜市経済局商業振興課 電話：671-3488 FAX：664-9533

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜役所31階

(裏面あり)

〔手続きの流れについて〕



※ 原則、【事前相談】が必要になります。
 ご記入いただいた事前チェックシート（本用紙）を直接ご持参ください。
 （貸借契約後でも構いません。ただし、事前相談の結果、交付申請できないとなる可能性がございますので、ご注意ください。）

参考：事前相談後の申請時提出書類について

貸借契約を締結した後、開業前に次の申請書類等を郵送または直接ご持参ください。

- ・ 商店街空き店舗活用事業補助金交付申請書（第 1 号様式）
- ・ 代表者・役員等指名一覧表（第 2 号様式）
- ・ 事業概要書（第 1 号様式の 2）
- ・ 個人の場合は住民票、法人の場合は法人登記簿謄本又は登記事項証明書、商店会及び各種団体の場合は定款又は規約等の写し
- ・ 市町村民税の納税証明書（1 年間分）
- ・ 事業概要書（第 6 号様式）
- ・ 貸借契約書の写し
- ・ 初期費用等の支払い領収書の写し
- ・ 商店会との覚書（第 7 号様式）の写し
- ・ 開業に際して法律に基づく資格が必要な場合は、当該資格を証する書類の写し
- ・ 商店会が申請する場合、事業の実施、出店者等を決定した総会等の議事録の写し
- ・ その他、市長が必要と認める書類

【横浜市記入欄】	
<input type="checkbox"/> 登録店舗〔No. 〕	
<input type="checkbox"/> 事業内容〔業種： 〕	／概要： 〕
<input type="checkbox"/> 開業にあたり、必要な許認可等	
〔許認可名称等： 〕	／取得見込： 〕
<input type="checkbox"/> 開業予定日〔 〕	
<input type="checkbox"/> その他〔 〕	